

身体障害者福祉法における身体障害者の範囲の拡大 (肝機能障害への対応) に伴う障害者雇用促進法における 身体障害者等の範囲の拡大について (案)

1 制度の現状

- 障害者雇用促進法においては、雇用義務等の対象となる身体障害者の範囲を同法別表において定めており、特に内部障害については、同表第5号の委任に基づき、障害者雇用促進法施行令第27条各号において、その対象となるものを定めている。
- また、障害者雇用率制度におけるダブルカウントの対象となる重度身体障害者の対象となる障害、また障害者介助等助成金等、障害者雇用納付金制度に基づく助成金のうち一部の助成金の対象となる障害については、それぞれ、障害者雇用促進法施行規則別表第1、別表第3に定められている。

2 対応の経緯

- 今般、薬害肝炎全国原告団・弁護士と厚生労働大臣との間の協議における決定及びそれに基づき設置された「肝機能障害の評価に関する検討会」の報告書を踏まえ、疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会において、一定程度の肝機能障害を有する者については、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉手帳の対象となる身体障害者の範囲に含めることが決定されたところ。
- これまでも、障害者雇用促進法に基づく身体障害者等の範囲については、
 - ・ 身体障害者 … 身体障害者福祉法別表に掲げる障害を有する者
 - ・ 重度身体障害者 … 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級又は2級に掲げる障害を有する者
 - ・ 障害者雇用促進法施行規則別表第3に掲げる者（内部障害者に限る。）
… 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の3級に掲げる障害を有する者が対応するよう、身体障害者福祉法における身体障害者の範囲の拡大に合わせて改正を行ってきているところである。
- 今回も、雇用と福祉の制度の整合性にかんがみると、福祉制度における障害の対象に肝機能障害が追加されることと合わせて、雇用分野においても対応を図る必要がある。

3 改正案

- 【政令改正】 障害者雇用促進法施行令第27条に新たな1号を加え、「肝臓の機能の障害」を規定する。(身体障害者の範囲の拡大)
- 【省令改正】 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第1第4号及び別表第3第4号に「肝臓」を加える。(重度身体障害者等の範囲の拡大)

4 今後の予定

平成22年4月1日 施行(身体障害者福祉法における対応と同時施行)

内部障害の範囲拡大の経緯

- 昭和 50 年 12 月 11 日の身体障害者雇用審議会答申において、「身体障害者雇用促進法の身体障害者の範囲を身体障害者福祉法上のそれに合致させることが妥当」とされている。
- そのため、障害者の雇用の促進等に関する法律における身体障害は、身体障害者福祉法における身体障害に合わせ、範囲が拡大されてきた。
- 内部障害についても、昭和 49 年に障害の範囲に心臓、じん臓、呼吸器の内部障害が加えられた以降については、昭和 59 年のぼうこう又は直腸の機能障害、昭和 61 年の小腸の機能障害、平成 10 年のヒト免疫不全ウイルスの機能障害と、身体障害者福祉法上の内部障害の追加に合わせ、障害者雇用促進法の身体障害の対象としている。

(参考) 内部障害の範囲拡大の経緯

施行日	障害者の雇用の促進等に関する法律	身体障害者福祉法
昭和 42 年		心臓機能障害、呼吸器機能障害
昭和 47 年		<追加>じん臓機能障害
昭和 49 年	心臓、じん臓又は呼吸器の障害	
昭和 59 年	<追加>ぼうこう又は直腸の機能障害	<追加>ぼうこう又は直腸の機能障害
昭和 61 年	<追加>小腸の機能障害	<追加>小腸の機能障害
平成 10 年	<追加>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能	<追加>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能

＜身体障害者に対する制度の適用範囲＞

事項	身体障害者 (内部障害者を含む)	重度身体障害者 (規則別表第1)	規則別表第3 に該当する者
○適応訓練(法第13条等)	○	○	○
○雇用義務の対象 (法第38条、第43条等)	○	○	○
○ダブルカウント(法第38条、第43条等)	×	○	×
○障害者納付金制度の対象 (法第49条等)	○	○	○
○雇用義務に係る短時間労働者 に関する特例(法第70条、第71条)	×	○	×
○助成金制度に係る短時間労働者 に関する特例(法第72条)	×	○	×
○障害者職業生活相談員(法第79条)	○	○	○
○解雇の届出(法第81条)	○	○	○

＜助成金の支給対象となる身体障害者＞

障害者雇用納付金制度に基づく助成金については、原則としてすべての身体障害者を対象としている(※)が、例外的に重度身体障害者等のみを対象とした助成金が、次のとおり設けられている。

障害者納付金制度の基づく助成金のうち、 重度身体障害者等が対象となるもの	身体障害者 (内部障害者を含む)	重度身体障害者 (規則別表第1)	規則別表第3 に該当する者	
○障害者 第20条 の助成金 (規則第20条)	・重度中途障害者等 職場適応助成金	×	○	×
	・職場介助者の配置または 委嘱助成金	×	1号	6号、7号
	・職場介助者の配置または委嘱の 継続措置に係る助成金	×	1号	6号、7号
	・手話通訳担当者委嘱助成金	×	2号	3号
	・健康相談医師の委嘱助成金	×	4号	×
	・職業コンサルタントの配置 又は委嘱助成金	×	○	×
○重度障害者等 通勤対策助成金 (規則第20条)	・住宅の新築等助成金	×	○	1号、2号
	・住宅の賃借助成金	×	○	1号、2号
	・指導員の配置助成金	×	○	1号、2号
	・住宅手当の支払助成金	×	○	1号、2号
	・通勤用バスの購入助成金	×	○	1号、2号
	・通勤用バスの運転従事者の 委嘱助成金	×	○	1号、2号
	・通勤援助者の委嘱助成金	×	○	1号、2号
	・通勤のための駐車場の 賃借助成金	×	○	1号、2号
	・通勤用自動車の購入助成金	×	3号、4号、5号	2号、4号、5号
○重度障害者多数事業所施設設置等助成金 (規則第22条)	×	○	×	

※ 業務遂行援助者の配置に係る助成金についてのみ、身体障害者がその対象となっていない。